



令和2年11月30日 発表

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 大谷 徹 監察監督官 溝口 裕之 電話 058-245-8102

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します

—最低賃金主眼監督の結果 16.3%の事業場で最低賃金法違反—

岐阜労働局（局長 畑 俊一）は、令和2年1月～3月に県下7労働基準監督署が県内事業場における最低賃金の履行状況を調査（以下「監督指導」）した結果を取りまとめましたので公表します。

【監督指導結果のポイント】

（1）監督指導の実施事業場数

294 事業場

うち、最低賃金法違反があった事業場 48 事業場（全体の 16.3%）

（2）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

① 監督実施事業場の全労働者数（2,847人）のうち、岐阜県最低賃金未満であった者は126人（4.4%）で、そのうち116人（92.1%）がパート・アルバイトであり、50人（39.7%）が65歳以上である。

② 主な業種の違反率は表2のとおり、

- ・接客娯楽業（宿泊業・飲食店等） 24.4%
- ・製造業（食料品、木材・木製品等） 18.0%
- ・商業（小売・卸売） 12.2%

である。

（3）今後の対応

岐阜労働局では、引き続き、最低賃金の周知及び最低賃金履行確保に係る指導を行います。

1 違反概要

- （1）監督指導対象 294 件のうち、48 件（16.3%）で岐阜県最低賃金（令和2年9月30日までは時間額 851 円）を下回る最低賃金法違反を確認し、是正指導を行った（表 1）。なお、岐阜県最低賃金は令和2年10月1日からは 852 円となっている。前年に比べ違反率は 4.2 ポイント上昇した。

表1 年別最低賃金違反状況

年	監督指導件数	違反事業場数	違反率
2	294	48	16.3%
元	281	34	12.1%
30	279	27	9.7%
29	250	28	11.2%
28	230	39	17.0%

(監督実施時期は毎年1～3月)

(2) 業種別違反状況

業種別違反状況は、製造業が139件中25件(18.0%)、商業が74件中9件(12.2%)、接客・娯楽業が45件中11件(24.4%)などとなっている。(表2)

表2 業種別監督結果

業種	監督指導件数	違反事業場数	違反率
製造業(食料品、縫製、金属製品製造等)	139	25	18.0%
商業(卸、小売、理美容業等)	74	9	12.2%
接客娯楽業(宿泊業、飲食店等)	45	11	24.4%
その他(社会福祉施設、清掃業等)	36	3	0.1%
合計	294	48	16.3%

表3 主な業種別最低賃金違反率の推移

業種	H28	H29	H30	R1	R2
製造業(食料品、縫製、金属製品製造等)	22.0	12.6	9.3	7.8	18.0
商業(卸、小売、理美容業等)	17.0	11.2	9.1	12.1	16.3
接客娯楽業(宿泊業、飲食店等)	11.1	14.8	8.3	17.9	24.4

2 規模別・雇用形態別最低賃金額未満の労働者の状況

規模別違反状況は、1～9名規模が190件中35件(18.4%)、10～29名規模が89件中13件(14.6%)、30名以上規模が15件中0件(0.0%)となっている。(表3)

違反事業場の最低賃金額未満の労働者数は126人で、雇用形態別ではパート・アルバイトが92.1%、年齢別では65歳以上が39.7%を占めている(表4)。

表4 最低賃金額未滿の労働者の状況

事業所 規模	監督実施 事業場数	労働者数	違反 事業場数	違反率 (%)	最賃未滿 労働者数			
						パート・ アルバイト	外国人	65歳以上
1～9人	190	875	35	18.4	73	66	0	27
10～29人	89	1383	13	14.6	53	50	0	23
30人以上	15	589	0	0.0	0	0	0	0
合計	294	2847	48	16.3	126	116	0	50
割合(%)					100.0	92.1	0.0	39.7

3 最低賃金違反事業場が最低賃金額以上を支払っていなかった理由

違反事業場（48件）が最低賃金額以上の賃金を支払っていない理由として、「適用される最低賃金額を知らなかった」（23件、47.9%）、が最も多かった。他の主な理由としては、「最賃の改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」（9件、18.8%）、「月給、日給を採用している労働者の賃金を時間給に換算して比較していなかった」（最賃以上を支払っていると誤認していた）（7件、14.6%）などとなっている。（表5）

表5 最低賃金違反事業場が最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理由	事業場数	割合
適用される最低賃金額を知らなかった	23	47.9%
最低賃金の改定を知っていたが、賃金を改定しなかった	9	18.8%
賃金を時間給に換算して比較していなかった	7	14.6%
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった	3	6.3%
労働能力が低い場合にお適用されないと考えていた	2	4.1%
労働者からの同意があれば最低賃金額未滿でも良いと考えていた	2	4.1%
パート・アルバイトにお適用されないと考えていた	1	2.1%
高齢者にお適用されないと考えていた	1	2.1%